

第 1 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第1回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年5月21日(火)午後1時28分～午後3時30分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2

3 出席委員 (農業委員7名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 :	池澤 弘子		
3 :	岸本 富生	4 :	住本 浩也
5 :	稲田 保	6 :	山田 英俊
7 :	中尾 正美	8 :	服部 正代
9 :	大谷 敏行	10 :	田中 勝
11 :	藤原 三男	12 :	井上 勝秀
13 :	藤原 一男	14 :	井上 秀隆
15 :	増田 種正	16 :	林 茂雄
17 :	大島 育雄	18 :	片山 嘉彦
19 :	横山 和行	20 :	西山 彰彦
21 :	中村 富昭	22 :	松尾 信行
23 :	永井 達郎		

4 欠席委員 (農業委員1名)(農地利用最適化推進委員0名)

2 : 住本 昌彦

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 藤原 政俊

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第4号 非農地証明願に対する認可について

議案第5号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について

議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 4 条第 6 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

4 月の総会から 1 ヶ月が経過しました。本日から本来の農業委員会の議事を進めていくこととなります。今年から初めて就任された委員の方々は、権利の移転、農地の転用の仕組みやルールについて、この議事の審議によって理解していただくことも多くあると思います。委員の皆様方には多様な方が就任していただいています。15ヘクタール以上の農地を経営されている大規模の認定農業者の方、あるいは営農組織に携わっておられる方、あるいは女性委員の方、兼業農家の方、専業農家の方、そして全く農業にタッチされていない非農家の方もおられます。このような多様な方の意見を集約して、農業委員会の議事が活発になればよいかと思っております。どうか一つ、よろしく願いしたいと思えます。

本日第 1 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 1 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長　　まず、最初にご報告申し上げます。
2番住本昌彦委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長　　次に、議案の訂正が1件ありますので、事務局から報告いたします。

○事務局　次第の11ページの議案第5号の議案タイトル「令和4年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」の、「令和4年度」となっておりますが、「令和5年度」が正しいので訂正をお願いいたします。

○議長　　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号3番 岸本委員、4番 住本浩也委員をお願いいたします。

（農地法第3条関係）

○議長　　それでは、これより議事に入ります。議案第1号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページから3ページの6件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長　　議案第1号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

番号3 申請人：譲受人 加古川市八幡町宗佐〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
代表社員 〇〇〇〇、譲渡人 大開町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地
大開町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、大開町〇〇〇〇
地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、大開町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇
〇m² 自作地、大開町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、合計
〇〇筆、合計面積〇〇〇〇m²、摘要として、売買による所有権移転であり
ます。

譲受人の方は、令和4年1月12日の農地相談にこられ、同会社はもと
もと、塾を経営されています。田んぼも広げたいとのことでした。それか
ら2年が経過しておりますが、認定農業の資格を取得するため、時間を要
したとのことです。譲渡人の2人の方も、同会社の方が2年間草刈り等管
理をしていただいたとのこと、今回売買が成立したところです。田畑の
利用については、来年くらいから菌を利用し、太陽光発電の下でキクラゲ
を栽培したいとのこと。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番、3番について、説明は終わりました。2番、3番についてご質問、
ご意見はございませんか。

○事務局 補足説明をさせていただきます。譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇は、会社法
人ですが、一般的に法人は農地を取得することは認められていませ
ん。ただし、条件を満たしている会社については、農地所有適格法人とな
ることができて、〇〇〇〇〇〇〇〇は加古川市で農地所有適格法人になら
れています。さらに、加古川市で認定新規就農者となられており、認定農
業者と同等の担い手となられており、今回大開町でキクラゲの栽培を行わ
れる予定です。

代表社員の〇〇さんは、加古川市で営農型太陽光発電事業をされていま
す。営農型太陽光発電設備は、太陽光発電設備の下で農業を続けていく農
業形態となっています。そう遠くない将来、大開町でも営農型太陽光発電
設備の下で農業を続けていかれる予定です。

ですので、数か月後には営農型太陽光発電事業の申請（一時転用）が出
てくるものと思われま。

○議長 事務局から補足説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については許可
することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○ ○○○○、譲渡人 池田町○○○○
○○○○、申請地：所在地 古川町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、古川町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、古川町○○
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、合計○○筆、合計面積○○
○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

両親が亡くなられ○○さんが相続されましたが、譲受人の○○さんと面識があり、売買による所有権移転が成立したものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、5番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町○○○○ ○○○○、譲渡人 枚方市津田山手
○○○○ ○○○○、申請地：所在地 大島町○○○○ 地目田 面積○
○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

交差点の角東側の土地であります。譲受人の○○○○さんは、大島町でも広範囲で農業をされており、問題は無いものと思われれます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、6番について説明いたします。
参考資料の、17ページから18ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 栗生町○○○○ ○○○○、譲渡人 栗生町○○○○
○○○○、申請地：所在地 栗生町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
譲渡人の○○さんは、3年前から体調を崩し、譲受人の○○さんに耕作を依頼され管理をされておりました。○○さんは1町5反ほど耕作されており、後継者もいらっしゃるとのこと、問題は無いかと思われまます。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第1号 農地法第3条関係では、申請件数6件、うち許可件数6件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第2号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の5ページをお願いします。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第2号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：大阪市浪速区桜川○○○○ ○○○○、申請地：所在地 広渡町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、宅地の一部となっているため、地目変更をするものであります。

この農地は、以前の所有者が今の現況としており、その後、○○さんが令和2年に購入されたものであります。また、○○さんが別件で新たに農地を取得するため、農業委員会事務局に農地法に基づく申請をしたところ、この農地の一部が独自調査の結果、宅地化されていることが発覚しました。

申請人は、近くに株式会社○○○の会社を営んでおられ、住所地は大阪であります。年間半年ぐらいはこの建物で居住されておられます。

前所有者が勝手に宅地の一部として使用していたため、申請者の○○さんが気付かなかったとのこととあります。

このようなことから、今回の申請となりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が道路と宅地、南側が本人の田、北側が自己所有の宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番についてであります、次の3番と関連事項でありますので、地元委員から2番、3番をあわせて説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番、3番について説明いたします。
参考資料の、21ページ、22ページをあわせてご覧ください。
番号2 申請人：久茂町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久茂町○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、自作地に太陽光発電を設置しようとするものです。今後、農業経営を続けていくことができないとのことで申請に至りました。
番号3 申請人：久茂町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久茂町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、自作地に太陽光発電を設置しようとするものです。今後、農業経営を続けていくことができないとのことで申請に至りました。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番、3番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
2番の相隣関係としましては、東側が申請地、西側が水路と雑種地、南側が雑種地、北側が申請地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

続きまして、3番の相隣関係としましては、東側が水路、西側が申請地、南側が田、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書すべて提出されております。

○議長 2番、3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第2号 農地法第4条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第3号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第3号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関

係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 古川町○○○○ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○（農産物の生産・加工・販売）、譲渡人（貸人） 久保木町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計○○筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、賃借権の設定によるもので、有機肥料や乾燥鶏糞等の農業用露天資材置場、農作業用露天駐車場、進入路、作業スペース、通路等ということで農業用施設、第1種農地となっております。

4月21日に、地元への説明として、町内説明会を開催されています。説明会では、いろいろと意見は出たようですが、最終的には問題が発生した時には解決をする旨、確約されたうえで自治会として同意されています。よろしくご審議のほどお願いします。

○事務局 補足説明をさせていただきます。

今回の申請は、3月8日に提出されています。3月の農業委員会開催日の午前中に現地調査に出向いた際に、近隣の住民から、どれくらいの量の肥料を置くのかなど、事前に説明を受けていないとのことであったため、午後からの農業委員会において、今回の申請は保留とした経緯があります。

そして、申請保留とした経緯について、申請者あてに説明し、地元住民への説明をしっかりとるように指導いたしました。その結果、4月21日に地元の近隣住民の方を集めて説明会を開催されています。そして、説明会で出た意見に対して、文書で回答されています。もし、鶏糞等のおいの問題が発生した場合、撤去するなど善処することを検討しますとの報告を受けています。

以上のとおり、代理人から報告がありましたので、今回の申請に上げております。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が申請地と雑種地と水路、西側が申請地と道路、南側が申請地と水路、北側が申請地と水路と道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

3月の農業委員会に出席していましたが、鶏糞のにおいの件について説明がなかったとのことで保留となりましたが、現実問題として近隣に宅地があり、鶏糞とかのにおいが気になるので、近隣住民にとっては嫌と思うのですが、地元で説明をなさいと農業委員会から指導されたと思えますが、厳密には地元同意をもらってくださいとか、拒否権とかできないのか。説明責任をした場合、このように対処した場合、これ以上できないのか。

また、文書で、例えば鶏糞等のにおいがした場合には、鶏糞を撤去します旨の約束をしますが、実際には申し入れた場合には、それが確実に対応していただけるのか、文書によって保障されるのか。

○事務局 質問回答

例えば、隣接農地の同意とか、水利・区長の同意など、あくまで農地法上は、まったく絶対にもらわないといけないという義務の扱いではありません。農地といえ人の土地ですので、処分することについて農地法で制限が加わっていますが、必要以上に過度の制限を加えることは別の問題が発生するかもしれないことで、そのような取り決めとなります。

ただ、委員さんの言われているとおり、先々トラブルとなるかもしれないため、説明を尽くしてくださいというのは、あくまで行政指導の一環として行っています。そのようなことから、行政指導を聞いていただいて、近隣の方にも説明をされたということで、申請自体2ヶ月間保留の状態を続けることはできませんので、一定の結論を得て、県の方へ進達しないといけないと判断しております。よろしいでしょうか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

例えば文書で、同意書とかの効力はどの程度あるのか。

○事務局 法律的な見解となると思いますが、例えば、トラブルがあったときに、

〇〇〇〇〇〇が出している書類をもって裁判になって、においが発生しているのに、対応してくれないと裁判所に訴えた場合、文書でやり取りしているのに、なぜできないんだという話になるかもしれません。

農業委員会では、文書に対して法律的な効力の有無などの判断はいたしかねます。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

〇〇委員から意見がありましたが、3月の農業委員会の継続事項であり、従いまして、先ほど報告しましたとおり、隣接農地の同意書、水利・区長の同意書と説明いたしましたが、申請地の隣接の1軒の方が反対されている。

農地法でいうと、隣接農地、水利・区長の同意書、土地改良区の同意書があればよいわけですが、たった1人だけ反対しているが、反対をどうとるか、区長は役員会を開催して同意している。そのあたりの取り扱いです。例えば裁判になったときはどうなるのか。農業委員会としては、近隣住民間でトラブルが起こらないように、できるだけ関係機関と調整を取ってやっていただきたい。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

第1種農地の場合、必然性や成り立ちなど、面積などどのようなものか、教えていただきたい。

○事務局 第1種農地は、周囲に10ヘクタール以上の農地の広がりがある場所のことで、基本的に第1種農地では転用が制限されます。

ただし例外があり、第1種農地でも転用ができる場合として、農業用施設を設置する場合、転用許可できる。面積の制限もありません。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番についてであります。次の3番と関連事項でありますので、地元委員から2番、3番を合わせて説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番、3番について説明いたします。

参考資料の、21ページ、22ページをあわせてご覧ください。

番号2 申請人：譲受人 神戸市中央区御幸通〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（太陽光発電事業）、譲渡人 久茂町〇〇〇〇 〇〇〇〇、久茂町〇〇〇〇 〇〇〇〇、葉多町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久茂町〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久茂町〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久茂町〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、合計〇〇筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転し、太陽光発電設備を設置するものであります。

番号3 申請人：譲受人（借人） 久茂町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人（貸人） 久茂町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久茂町〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、賃借権の設定による太陽光発電設備を設置するものであります。〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんの土地を借り受けて、太陽光発電を設置するものです。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

2番の相隣関係としましては、東側が田と申請地、西側が申請地と水路、南側が申請地と道路、北側が申請地となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

続きまして、3番の相隣関係としましては、東側が田と申請地、西側が水路、南側が申請地、北側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番、3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

〇〇委員から説明がありましたが、太陽光発電事業者の〇〇〇〇〇〇〇とのことですが、市場町でも同業者が田んぼの手続きを行っているが、現在手続きが止まっている状況であるが、市場町でも違う太陽光発電事業者が事業を進めていますが、そこは会社に電力を売っているとのことですが、

久茂町の場合はどのようになっているのか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
経営状況等は把握していません。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
現地調査時は、業者さんは来られましたか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
来られていません。行政書士が来て、経営状況の詳細は把握していませんとのことです。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番について説明いたします。
参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 河合中町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、宅地への進入路を確保するためのものであります。もともと、〇〇〇〇さん宅への進入路はありましたが、亡くなった主人が介護施設へ行くこととなり、送迎用の介護車両の進入に支障をきたすため、進入路の幅を広くするため、譲受人と協議の上、進入路を確保し碎石を敷いて利用していました。主人が亡くなり、権利関係を整理するため、今回の申請となりました。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が譲渡人の田、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第3号 農地法第5条関係では、申請件数4件、うち進達件数4件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第4号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

議案第4号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和6年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの3件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第4号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長　それでは、1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の27ページ、28ページをご覧ください。

申請人　長尾町○○○○　○○○○、申請地：所在地　長尾町○○○○
地目田、面積○○○○㎡　自作地です。

摘要としまして、平成8年頃より宅地の前の土地が駐車場設置するなど宅地の一部となっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から、詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が畑、西側が水路、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長　1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長　それでは、2番について　地元委員から説明をお願いいたします。

- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。
参考資料の29ページ、30ページをご覧ください。
申請人 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 大島町〇〇〇〇
地目田、面積〇〇〇〇㎡ 自作地です。
摘要としまして、昭和57年頃より工場が建っており、宅地の一部とな
っております。
よろしくご審議のほどお願いします。
- 〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が道路、西側が道路、南側が道路、北側が
宅地となっております。
従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。
- 〇事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたります
ので始末書及び現況写真、すべて提出されております。
- 〇議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可するこ
とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 〇議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定
いたします。
- 〇議長 それでは、3番について 地元委員から説明をお願いいたします。
- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。
参考資料の31ページ、32ページをご覧ください。
申請人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 河合中町〇〇
〇〇 地目田、面積〇〇〇〇㎡ 自作地です。
摘要としまして、昭和54年頃より転用許可を受けずに、農業用倉庫を
建て、自宅と一体利用をされており、宅地の一部となっております。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が道路、南側が本人の田、北側が山林となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

○事務局 補足説明させていただきます。

今回、非農地証明願が3件ありまして、5条申請の4番目の○○○○さんの件について、ずいぶん前からの宅地への進入路にしていたとのことで申請をされていますが、基本的に非農地証明というのは、農地でない状態になって20年以上経過している場合が非農地証明の対象となります。

○○さんの場合は、農地でない状態となって20年を経過していないため、5条申請で後追いとなりますが農地転用の申請をしていただいております。

原則として、農地を農地以外にしてしまうと、無断転用となりまして、大原則は原状回復していただくこととなります。ただ、家が建っているとか、倉庫が建っているものを取り壊して原状に戻していただくというのは非現実的な問題もありますので、ある種の時効性の形で20年以上経過している場合は、そこは農地でない、登記地目は農地であっても、現状農地でないということで、農業委員会としても「農地としてみなしていません」という証明書を出すことによって、本人さんは法務局に証明書を持っていくと、地目変更をすることができることとなっております。

ただし、農振農用地については、非常に厳格に原状回復していただくこととなりますので、相談を受けた場合は、農業委員会に相談していただくと伝えてください。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については認可するこ

とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、3番については認可することに決定いたします。

○議長　以上、議案第4号 非農地証明願に対する認可について、申請件数3件、うち認可件数3件により審議は終了いたしました。

(令和5年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について)

○議長　次に、議案、第5号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書11ページをお願いします。

議案第5号

令和5年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について

別紙の令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表等について意見を求める。

令和6年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

12ページをご覧ください。

別紙様式5が、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」となっております。

この、「最適化活動の実施状況」「事務の実施状況」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

別紙様式5「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお願いします。

1ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況についてですが、

1 最適化活動の成果目標、

(1)「農地の集積」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和5年度の目標及び実績は、目標942haに対して、実績922haで、達成状況は98%となっております。

点検結果として、「概ね期待通りの集積等が実施できていると考えるが、令和8年度に80%という目標を掲げているため、今後の地域計画等の進捗が課題になる。」と考えます。

2 ページ下段をお願いします。

(2)「遊休農地の発生防止・解消」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和5年度の目標及び実績は、緑区分の遊休農地の解消目標0.2haに対して、実績0haで、達成状況は0%となっております。黄色区分の目標設定はありませんでした。

点検結果として、「相手方からの返答がない場合も多く、苦慮しているが、今後は非農地証明、非農地判断についても丁寧に説明していく必要がある。」と考えます。

3 ページ下段をお願いします。

(3)「新規参入の促進」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和5年度の目標農地面積、46.0haに対して、2.5haで、達成状況は0.54%となっております。

点検結果として、「公表できた農地の面積は少ないが、参入経営体数は増えており、農地相談等による成果が出ているものと考えている。」としています。

4 ページ、5 ページをお願いします。

2 最適化活動の活動目標、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

(2) 活動強化月間の設定の①目標、②実績

(3) 新規参入相談会への参加の①目標、②実績

は記載のとおりで、

「目標に対して期待通りの結果が得られた。」と考えております。

【推進委員等の点検・評価結果】についてですが、

委員の皆さんには、毎月8日以上活動ををお願いするという、目標を設定させていただきましたが、「目標に対し期待どおりの結果が得られた。」方が23名となりました。今年度も、8日以上とさせていただいておりますので、引き続き皆様のご活動をよろしく願いいたします。

次に6ページをお願いします。

Ⅲ 事務の実施状況についてですが、

1 総会、部会の開催実績は記載のとおりです。

2 農地法第3条に基づく許可事務の

1年間の処理件数は74件、うち許可74件、標準処理機関は18日でした。

3 農地転用に関する事務の

1年間の処理件数は32件、うち許可相当32件、標準処理機関は14日でした。

4 違反転用への対応ですが、

令和5年度の実績は、違反転用面積5.7haに対し、違反転用解消面積は1.3haの減少となっております。

以上が、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第5号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「令和5年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○事務局 補足説明をさせていただきます。

資料の2ページですが、農地の集積に関する目標を農業委員会が定めて、目標に対する実績を公表しなさいとなっております。

令和5年度は、農地の集積率を令和8年度までに80パーセントを達成するというのが目標で、現段階では39パーセントとなっており、昨年度の集積目標面積が942ヘクタール、それに対する実績が922ヘクタールで、98パーセントの達成状況となっております。

目標の集積率80パーセントは、非常に難易度が高い設定となっておりまして、なぜ80パーセントとしているかと申し上げますと、兵庫県が80パーセントとしているため、それに数値を合わせているものであります。

兵庫県が令和6年度からは、66パーセントに下げています。そのため当委員会においても、令和6年度は66パーセントに下げられています。

緑区分の遊休農地の解消、黄色区分の遊休農地の解消とありますが、緑区分、黄色区分は何かと申し上げますと、黄色区分の遊休農地は圃場整備を行った場合は解消できる遊休農地を指します。緑区分は何かか人力で頑

張れば農地に戻せる農地を緑区分の遊休農地とといいます。

3ページの中段にも書いておりますが、非農地証明と非農地判断を実施して、農林水産省としては守っていくべき農地と、そうでない遊休農地、耕作放棄地は、区別していきなさいと通達が出ていますので、引き続き、非農地判断に等についても実施していきたいと考えております。

それから、3ページの(3)の新規参入の促進についてですが、これはすでに、今年度5月に農地相談を実施させていただきましたが、奇数月の第2水曜日に農地相談を実施して、新規就農したいと申し出のあった方の令和3年、4年、5年の推移ということになります。令和5年度は、6件の新たな経営体が誕生いたしまして、その合計面積が2.1ヘクタールであったということです。

引き続き、新規参入者が増え、面積が増えるように努力していきたいと考えます。

4ページの2.最適化活動の活動目的ですが、これは、前回の研修時にお伝えいたしましたが、必ず8日以上は各委員さんが最適化活動を実施していただきたいということで、前回の委員さんも8日間を設定させていただき、皆さん8日以上活動していただきました。その結果が、5ページの一番下の「推進委員等の点検・評価結果」というところで、4つ項目がありまして、必ず皆さん8日以上活動していただきましたので、「目標に対して期待通りの結果が得られた」ということで、23名全員が達成いただけた評価結果となっています。

○議長 ただいま、事務局から補足説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第5号「令和5年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について」に関する審議は終了いたしました。

(農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について)

○議長 次に議案第6号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書 13 ページをお願いします。

議案第 6 号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について

令和元年 12 月 23 日付兵農会議第 1139 号により兵庫県農業会議から依頼のあった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について、農業委員会の決定を求める。

令和 6 年 5 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

資料の 14 ページをご覧ください。

兵庫県農業会議より、令和元年 12 月 23 日付で、依頼を受けています。

15 ページをご覧ください。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 6 年 5 月 21 日

小野市農業委員会

本議案につきましては、令和元年、2 市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるなど、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が 1 年間で 4 件発生し、農林水産省より 2 回の綱紀粛正の通知が発されております。

このことから、令和元年 11 月 28 日に開催された「令和元年度全国農業委員会代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がなされ、これを受けて、全国農業会議所から各都道府県の農業会議を通じて決議依頼が行われて、全農業委員会で年度において一回、本決議を実施しようとするものでございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第6号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」でございます。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○事務局 補足説明させていただきます。

皆様の法律的な身分は、特別職の地方公務員となります。ですので、一般職の地方公務員と若干違うのですが、例えば政治活動が制限される、農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員であることを明示して、政治活動を行うことはできないとか、制限がございます。もちろん一般的に私人として、政治活動を行うことは構わないのですが、そういう注意点がございます。先ほど、局長からも説明があったとおり、例えば、農業委員会の農業委員であるとか、今日審議していただいた農地法3条・4条・5条のように許可が必要な案件について、自分の地位を優越的に利用して、金銭的な対価を得るとか、そういうことが絶対に無いようにという意味での綱紀粛正の通知と決議となります。皆さん、よろしく願いいたします。

○議長 皆さん、ご理解いただけましたでしょうか。知り合いとか、関係者から頼まれて、謝礼を受け取って便宜を図ってはいけませんよということです。みんな取り扱いが公平にしないといけないということです。
ほかに、ご意見等はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第6号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後3時15分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第7号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 地域振興部産業創造課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします
ます。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第7号を上程いたします。提案説明を事務局からいたしま
す。

○事務局(藤原) 議案書17ページをお願いします。

議案第7号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和6年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

18ページをお願いします。

市長部局より、令和6年4月30日付で、意見を求められています。

19ページから26ページまでが、「農用地利用集積計画書」となって
おります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第7号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集
積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、そ
の後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課の〇〇と申します。農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理権)説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すととも
に、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から事業が開
始されています。

今後は、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸し借り手続き
は、農地中間管理事業を通じたものが中心になるものと考えております。

本市におきましても、この制度を活用し、認定農業者など、意欲ある担
い手への農地の集積を進めたいと考えております。

つきましては、これから説明いたします農用地の利用集積案について、
小野市農業委員会の決定をいただきたいと思います。

それでは、計画書の内容を説明いたします。

新部町における賃貸借権の設定1件と、大開町における使用貸借権の設定1件、あわせて2件となります。

まずは、新部町の賃貸借権の設定ですが、筆数〇〇筆の水田、面積にして合計〇〇〇〇㎡のほ場整備済みの農地を農地中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付け、その後、新部町の〇〇〇〇氏（〇〇〇〇㎡耕作）に貸し付けるものです。貸付期間は10年間。本件にかかる対象農地は、別紙のとおりです。

続いて2件目は、大開町における使用貸借権の設定ですが、筆数〇〇筆の田、面積にして合計〇〇〇〇㎡の一団化した農地を「ひょうご農林機構」に貸し付け、その後、復井町の〇〇〇〇氏（〇〇〇〇㎡耕作）に貸し付けるものです。いずれも貸付期間は10年間となります。本件にかかる対象農地は、別紙のとおりです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

2件目の大開町の案件の借りる人は、復井町の方ですか。

○産業創造課 はい、そうです。

○議長 ほかに、ご意見等はありませんか。

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（産業創造課退席）

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 27ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和6年4月1日～令和6年4月30日)

令和6年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号1 住所 古川町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計13件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして28ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第4条第6項第1号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年4月1日～令和6年4月30日)

令和6年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 物件の表示 所在地
大島町〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡、摘要といた
しまして、進入路、農業用倉庫 令和6年4月8日受理、農地法4条によ
る届出は合計2件で、2筆、面積は〇〇〇〇㎡です。

ちなみに、農地法4条による届出、5条による届出もあるのですが、市街化区域に関しては、許可ではなく、届出でよいとなっておりますので、この2筆は市街化区域の農地転用ということになります。

引き続きまして29ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和6年4月1日～令和6年4月30日)

令和6年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 本町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 中町〇〇〇〇
〇〇〇〇相続人代表 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 垂井町字〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇㎡

摘要 令和6年4月17日 農地法3条 貸借権 合意解約

以上、記載のとおり、解約通知につきましては、1件 1筆 〇〇〇〇m²でございます。

引き続きまして30ページから32ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年4月1日～令和6年4月30日)

令和6年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人(相続人) 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示	所在地	住吉町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		住吉町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		住吉町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		住吉町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		住吉町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		住吉町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		菅田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		菅田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		菅田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		菅田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		山田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		山田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		山田町〇〇〇〇	地目田	面積〇〇〇〇m ²
		以上合計〇〇筆	合計面積	〇〇〇〇m ²

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和6年4月3日受理 農地法3条の3第1項の規定による届出はすべて相続による所有権の取得が9件で、合計58筆 〇〇〇〇m²でございます。

引き続きまして33ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善(地目転換等)計画届が提出されたので報告する。

(受理期間 令和6年4月1日～令和6年4月30日)

令和6年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 大阪市浪速区桜川〇〇〇〇 〇〇〇〇、
所在地 広渡町〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇m²
広渡町〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇m²
以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇m²

理由・事業計画といたしまして、夏にひまわり、秋にれんげ、菜の花等を植えるため、90 cm程地上げして水はけをよくする。施工期間は令和6年4月10日から令和6年7月9日までとなっております。

以上、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきましては、3件 5筆 〇〇〇〇m²でございます。

ちなみに、補足させていただきますと、農地の構造改善計画届についてであります。農地を農地のままで利用するのですが、水はけが悪いとか、ほかの野菜等を植えるために、どうしても農地に土を盛りたいたきに申請していただく届出となります。この届出をせずに、土を盛られると無断転用となります。報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これもちまして、第1回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年5月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員3番

議事録署名委員4番